



月山朝日観光協会イメージキャラクター

「ガッさん」

# お知らせ

2020 令和2年  
4月23日号  
＜臨時号＞

新型コロナウイルス感染予防に関する臨時号となります。

## 西川町も緊急事態措置の実施対象区域に！さらなる感染防止の徹底を

新型コロナウイルスの感染者急増を受け、安倍首相（政府対策本部長）は4月16日、全都道府県に緊急事態を宣言しました。期間は5月6日（水）までです。この宣言により、山形県、そして西川町も緊急事態措置の実施対象区域となりました。

緊急事態宣言が行われた場合、都道府県知事は、住民に不要不急の外出自粛要請や、飲食店、屋内運動施設および映画館など人が集まる施設に使用制限の要請・指示ができることとなります。

町では感染防止のために、これまでも防災行政無線や「お知らせ」などで

- 外から家に帰った際や調理の際などの丁寧な手洗いと「せきエチケット」の徹底
- 三つの「密」の徹底排除

① 密閉⇒過度な換気 ② 密集⇒人混みの回避 ③ 密接⇒一定の距離の確保などを呼びかけてきました。

これらのことに加え、これからの大型連休に向けて

- 県外との往来の自粛
- 法要などの様々な行事について県外の方の参加の見合わせ
- 生活するうえで必要なものを除いて、不要不急の外出の自粛
- 不確実な情報（デマ）に惑わされず冷静な行動

をお願いするとともに、山形県知事からもお願いがされていますが、県外で暮らすご親族の連休中の帰省の見合わせについて、ご家族で話し合ってください。

## 3. 643万円の第一弾の補正予算を編成

4月20日（月）の町議会臨時会において、新型コロナウイルス感染症の感染防止および経済対策のための補正予算（予算額3,643万4千円）が議決されました。

感染防止対策の予算額は、町民や業務従事者用の消毒液、ペーパータオル、マスク、体温計、加湿器、防護服などの購入費249万円、商工業者への事業補助金900万円、月山入り口での観光客問診等業務委託料395万6千円の計1,544万6千円です。

経済対策の予算額は、町内飲食宿泊券交付事業費1,623万4千円、町内産品愛用運動補助金100万円、事業所融資利子補給金360万円、山形県緊急地域経済対策協議会負担金15万4千円の計2,098万8千円です。

町では、今後とも感染防止を行うとともに、感染の収束状況などを勘案しながら町内消費喚起および町内飲食宿泊等事業者経営支援を行っていきます。

また、国の補正予算や町内の動向などを踏まえながら、町民の健康保護および生活安定のために、今後さらに補正予算を編成する予定です。

新型コロナ受診相談センター ☎0120-88-0006（24時間受付）

睦合公園・沼山農村公園・西川河川公園の使用禁止について  
 (問) 建設水道課管理係  
 Tel 74・4120

新型コロナウイルス感染症予防のため、4月21日(火)から5月10日(日)までの間、公園の使用を禁止します。  
 なお、今後の状況の変化により使用禁止期間が変更となる場合があります。

道の駅にしかわ等の臨時休館について  
 (問) 西川町総合開発株式会社  
 Tel 74・2100

新型コロナウイルス感染症予防のため、次の施設を休館しますのでご了承くださいますようお願いいたします。  
 なお、今後の状況の変化により休館期間が変更となる場合もあります。

▽休館施設  
 ①道の駅にしかわ(売店、レストラン、直売所)  
 ※交通情報、トイレ、駐車場は開放します。

▽休館期間  
 ① 4月25日(土)～5月10日(日)  
 ② 4月18日(土)～5月10日(日)

## 町立病院の診療体制

(問) 町立病院 Tel 74-2211

### I. 電話による診療について

定期受診されている方で病状の落ち着いている場合は、主治医による電話診療でお薬が処方できます。予約日の午前10時00分～午前11時30分にお電話ください。

	月	火	水	木	金
1診	伊藤	伊藤	伊藤		伊藤
2診	(桃崎)	桃崎		桃崎	(桃崎)
3診	須貝	武田	須貝	須貝か武田	武田

※主治医が不在の場合、電話診療はできませんのでご了承願います。

※( )で囲んだ医師は午前11時からの診療です。

### II. 出張診療について

岩根沢診療所、大井沢診療所については当面の間「電話診療」で対応することとします。予約日が近くなりましたら外来看護師よりお電話します。

### III. 夜間診療について

夜間診療については当面の間「電話診療」で対応することとします。予約日が近くなりましたら外来看護師よりお電話します。

### IV. 健康診断(ドック)開始日について

令和2年度の健康診断について、3月16日号で5月7日(木)から開始予定とお知らせしましたが、県内での新型コロナウイルスの感染拡大を受け開始を6月以降に延期します。

なお、開始日が確定しましたら改めてお知らせします。

### 月山ふれあいカード

#### 「ポイント5倍」セールの実施について

(問) 町商工会(加盟店会事務局) Tel 74-3135

月山ふれあいカード加盟店会では、4月にIC化した「月山フレカ」カードのポイント5倍セールを実施します。この機会に、ぜひご利用ください。

▽セール期間 4月24日(金)～8月31日(月)

▽セール内容 進呈ポイント5倍(買い物100円(税抜き)につき、5ポイントを進呈)

▽フレカ加盟店(全20店舗)

【睦合】まるろく

【吉川】菓子補わかつき

【海味】高取薬局(楠ブナの森)、山竹商店、(楠松野屋商店、マルハルさとう)

【間沢】(楠黒坂商店、あらき精肉店、楠玉貴、菓子処松月、(楠オクヤマ電気工事)

【水沢】木村セトモノ店、(楠木村商店、茶屋かたくら、(楠まるみつ食品、月山銘水館売店、水沢温泉館売店)

【砂小関】月山湖売店

【月山沢】レストイン花笠

【大井沢】大井沢温泉館売店

新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、休業中の店舗がありますので、ご利用の際は事前にご確認をお願いします。

### 宿泊・飲食店向け

#### 小規模事業者持続化補助金(町版)について

(問) 町商工会 Tel 74-3135

町の小規模事業者持続化補助金について、次のとおり申請受けを開始します。新型コロナ対策にお使いいただけますので、ご相談ください。

▽補助対象者 町内の小規模事業者で、宿泊・飲食店のみ

▽補助対象経費

- マスク・消毒液、消毒機器購入経費
- 関連ホームページ等更新経費 など

▽補助金上限 30万円

▽補助率 5分の4

▽受付開始日 4月24日(金)から

申請書類など詳しくは、商工会または役場商工観光課に問合せください。

### 西川町事業性評価融資制度

#### 「スーパーひかり」の融資条件拡充について

(問) 商工観光課商工労政係 Tel 74-4119

融資期間に「据置期間」を新設しました。  
 新型コロナウイルス感染の影響により経営安定が必要な場合などは、手続きも簡素化していますので、活用をご検討ください。

▽対象地域経済変動事象

- ① 記録的な暖冬・少雪
- ② 新型コロナウイルス感染症の拡大

▽融資対象条件 上記対象地域経済変動事象の影響により、最近3ヶ月の売上高のうち前年同月に比べて最も減少率の大きい1ヶ月について、前年比10%以上減少していること。

▽融資の用途 運転資金のみ。(既存の借入金の借換えは不可)

▽取扱金融機関(申込先) 山形銀行・きらやか銀行

▽融資期間 運転9年以内(うち据置2年以内)

▽保証人・担保の要否 取扱金融機関の定めによる。

▽融資利率 変動金利(取扱金融機関の定める率による。)

▽返済方法 元金均等月賦償還

▽保証料 山形県信用保証料協会の保証を受ける場合は、その定める条件による。(この場合、町が融資の保証料の75%を補給します。)

▽融資限度額 1件500万円

▽利子の補給 最大で3.0%の給付あり。(利子補給金の請求・給付は、年2回になります。)



### 西川町商工会「相談窓口」の設置

5月の連休期間中は、次のとおり電話による相談窓口を設置しますので、ご利用ください。

◇設置期間 5月3日(日)～6日(水)

◇相談時間 午前9時から正午まで

◇電話番号 74-3135(商工会内)

## 企業等に対する県からの休業要請について

(問) 総務課危機管理係 TEL 7 4 - 4 4 0 4

県は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、企業等の活動の自粛を要請しています。(休業または夜間営業の自粛)

○ 要請期間 4月25日(土)～5月10日(日)

○ 要請対象施設

施設の種類の種類	要請内容	内 訳
<b>3密(密閉・密集・密接)が起きやすい業態</b>		
飲食店等	夜間営業の自粛要請	飲食店・料理店・喫茶店・居酒屋など
遊興施設等	休業要請	キャバレー・ナイトクラブ・スナック・バー・漫画喫茶・ネットカフェ・カラオケボックス・個室ビデオ店・パチンコ店・麻雀店・ゲームセンターなど
映画館等	休業要請	映画館・劇場・ライブハウスなど
屋内運動施設	休業要請	運動施設(屋内プールなど)・ボウリング場・スポーツクラブなど
<b>県外からの人の移動・県民の県内外の往来に係る業態</b>		
宿泊施設	休業要請	ホテル・旅館など
観光地・温泉地にある店舗	休業要請	飲食店(昼間の営業のみも含む)・お土産屋など
立寄施設	休業要請	ドライブイン・道の駅・お土産屋・博物館・美術館・資料館・体験施設・遊園地など
屋外運動施設	休業要請	ゴルフ場
旅行業	休業要請	旅行業者
交通等	休業要請	貸切バス・旅客船(舟下りなど)・ロープウェイなど

困りごと何でも相談の相談受付の変更について

(問) 西川町社会福祉協議会

TEL 74・5677

新型コロナウイルス感染症予防のため、当分の間「困りごと何でも相談」の相談方法を、面談による相談から電話による相談に変更します。

相談を希望される方は、あらかじめ社会福祉協議会に申込みください。相談日にこちらから電話します。ご理解とご協力をお願いします。

直接の相談を希望される方は、次の連絡先をお願いします。

☆人権に関する相談

みんなの人権110番

TEL 0570・003・110

☆行政相談

山形行政監視行政相談センター

TEL 023・632・3113



町の特産、観光、イベントなどについて詳しく知りたい方は、町のホームページ <http://www.town.nishikawa.yamagata.jp/> をご覧ください。